

参考資料 10

備置・閲覧に供すべき書類等一覧表

項目	書類名	備置	閲覧・謄写・交付
計算書類	貸借対照表 損益計算書 営業報告書 利益処分（損失処理）案	定時総会の2週間前から 本店 5年間 支店（謄本） 3年間 （商282、商特15）	株主・債権者・親会社の株主（裁判所の許可を得て） （営業時間内の閲覧・交付 商282）（注2）
	附属明細書		
監査報告書	監査役会監査報告書 会計監査人監査報告書		
株主総会議事録その他の備置書類	定款	本店・支店（商263）	株主・債権者・端株主及び新株予約権を有する者・親会社の株主（裁判所の許可を得て）（営業時間内の閲覧・謄写 商263）
	株式取扱規則	本店・支店、名義書換代理人の営業所（商263の類推適用）	株主・債権者・端株主及び新株予約権を有する者・親会社の株主（裁判所の許可を得て）（営業時間内の閲覧・謄写（商263、商263の類推適用）
	株主名簿（含 実質株主名簿） 新株予約権原簿及び社債原簿 端株原簿及び株券喪失登録簿	本店 名義書換代理人の営業所（商263）	株主・債権者・親会社の株主（裁判所の許可を得て）（営業時間内の閲覧・謄写 商263） 端株主（端株原簿のみ 商263） 新株予約権を有する者（新株予約権原簿のみ 商263） 何人も可（株券喪失登録簿の閲覧・謄写 商263）
	株主総会議事録	本店 10年間 支店（謄本） 5年間（商244）	株主・債権者・親会社の株主（裁判所の許可を得て） （営業時間内の閲覧・謄写 商244、263、）
	取締役会議事録	本店 10年間（商260の4）	株主及び親会社の株主（権利行使のため） 債権者（責任追及のため） 裁判所の許可を得て閲覧・謄写（商260の4、）
	監査役会議事録	本店 10年間（商特18の3、商260の4）	株主及び親会社の株主（権利行使のため） 債権者（責任追及のため） 裁判所の許可を得て閲覧・謄写（商特18の3、商260の4、）
	委任状 議決権行使書〔議決権を有する株主が1,000人以上いる大会社〕	本店 総会終了の日から3週間 （商特21の2、商特21の3、商239）	株主（営業時間内の閲覧・謄写 商239）
	役員退職慰労金内規	本店（商法規則13六、一）（注1）	株主（商法規則13一）
有価証券報告書等	本店・主要支店 5年間他 公衆縦覧（証取25）		

（注1） 議決権を有する株主が1,000人以上の大会社の招集通知に添付する参考書類に、支給基準の記載がない場合に、株主が閲覧できる。ただし、総会に議案として提出される場合に限り、招集通知発送の日から総会の決議終了まで。

（注2） 株主、債権者、端株主及び新株予約権を有する者もしくは親会社の株主（裁判所の許可を得て）は、定款等の書類の交付を求める場合には、会社が定めた費用の支払いをすることが必要。